

令和3年度の 森林・山村多面的機能発揮対策事業 の概要について

林野庁森林利用課山村振興指導班

令和3年2月

令和3年度事業のポイント ～前年度からの主な変更点～

※ 実施要綱、交付要綱、実施要領については調整中であり、詳細部分については未確定であることに留意。

1. 関係人口創出・維持タイプのサイドメニューの新設

地域外関係者(同一市町村外の者など)が参加する森林管理保全活動への経費を支援。5万円/年。

2. 地域協議会の役割の強化

活動組織(過去の交付活動組織を含む)向けセミナーの開催、アドバイザー派遣の対応(協議会運営費を拡充措置)。

3. 都道府県の役割の強化

関係人口創出のためのマッチングイベントの実施、関係人口に係る情報提供等の実施(推進交付金を拡充措置)

4. アドバイザー制度の創設

活動組織への助言等を行うアドバイザー制度を国の事業で創設。派遣旅費や謝金は地域協議会運営費で対応

5. 活動計画書に「持続性の向上に向けた取組」を記載

活動人員の確保・育成、活動経費の確保などについての取組を記載

6. 関係人口のサイドメニュー実施の場合、採択申請書に関係人口相手先名を記載

関係人口の相手先の事前了解の上、申請書に記載。交付申請後に相手先が決まった場合は変更申請も可。

7. 交付上限額の変動

里山林保全及び森林資源利活用タイプは 12万円(1年目)、11.5万円(2年目)、11万円(3年目)

竹林整備タイプは、28.5万円(1年目)、26.5万円(2年目)、24.5万円(3年目)

8. 地方支援に応じた配分

国から各地域協議会への交付について、都道府県・市町村の負担を考慮して配分

9. 作業安全のためのチェックシートの提出

令和3年度以降の事業の流れ(イメージ)

採択前の活動

交付金による活動

終了後の活動

活動組織の取組

森林保全管理にかかる取組

(メインメニュー)

活動の
構想検討

活動計画の
作成

採択申請・
決定

地元での森林保全管理活動

地元での活動準備

活動の振り返り・今後の活動の調整

実施状況
報告書提出

地元での
森林保全
管理活動

関係人口に係る取組

関係人口
の情報収集・
選定

関係人口候補
との意見交換
方向性の調整

(サイドメニュー)

関係人口との活動
内容の検討・調整

関係人口の受入準備

関係人口との森林
保全管理活動

関係人口との
活動の振り返り

関係人口との
今後の活動の調整・
検討

関係人口との
森林保全
管理活動

支援体制

都道府県による情報提供・マッチングの場の提供

地域協議会による情報提供、関係人口の活動に関する助言・指導

アドバイザーによる支援

関係人口創出・維持タイプ(サイドメニュー)について①

・関係人口(地域外関係者)が、地域住民と共同で森林保全管理活動を継続して実施するためには、地域住民が主体となった従来の取組とは違い、事前に活動内容をしっかりと調整することや受入環境を整備するための取組を支援する必要。

◎関係人口・創出維持に向けた課題と対応案

➤ これまでの取組の課題

- ✓ 相手が見つからない(受入側、参加側双方)
- ✓ 単発(イベント)的な活動で終わり、継続的な活動につながらない
- ✓ 従来対応(地域住民を主とした取組)と違って
 - ・ 地域外からの参加となる
 - ・ 森林内での作業を実施したことがない
 - ・ 安全装備や作業道具を所持していない等の実態があり、安全な作業に向けた環境整備が必要

➤ 対応策(支援案)

- ✓ 都道府県によるマッチングの場の提供(別メニュー)
- ✓ 活動組織と地域外関係者による綿密な打ち合わせ
 - ・ 活動現地の確認と作業内容、作業計画の調整
 - ・ 活動後の意見交換を通じた活動方針の調整
- ✓ 地域外関係者の安全参加に向け
 - ・ 現地までのアクセス道の整備(草刈りなど)
 - ・ 森林内での立入禁止(危険)個所の表示
 - ・ 作業内容の事前説明、当日の作業補助
 - ・ 安全装備や作業道具、保険の手配
 - ・ 簡易トイレ(リース)の設置(既存メニューを拡充し対応)等の準備を実施



支援は年1回、5万円を上限

関係人口創出・維持タイプ(サイドメニュー)について

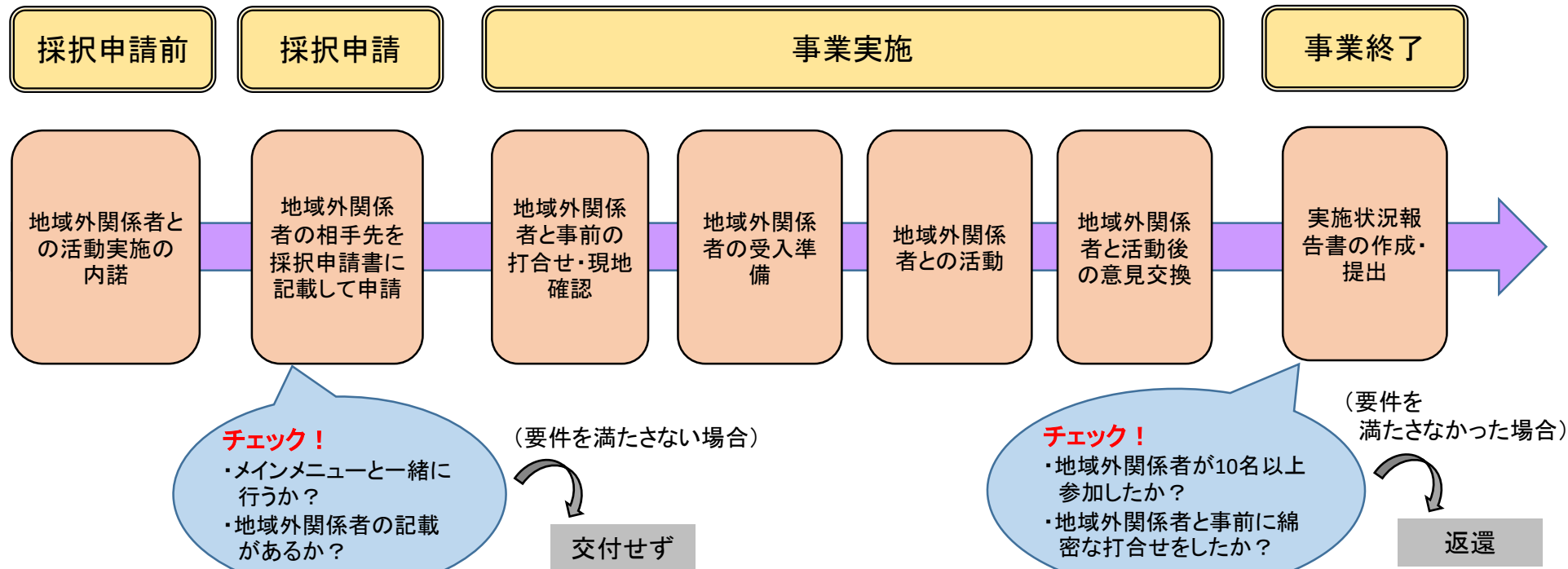
・関係人口創出・維持タイプに取り組むにあたっては、

- ①メインメニューと併せて実施する(本サイドメニューの単独実施は不可)
- ②10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行う
- ③地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う
- ④採択申請書に地域外関係者の相手先を記載する

ことを要件とし、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定することとする。

・上記要件を満たさない(満たさなかった)場合は、交付金を交付しない(交付金を返還)。

◎関係人口・創出維持タイプの流れと要件の確認(イメージ)



(補足資料) ご質問への回答1

1 支援単価の段階的に引き下げに伴う地方負担の考え方について

実施要領では、「地域協議会長は、(1)により提出された書類を審査の上、地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援(資機材・施設の整備に係る支援を除く。)を行う活動について優先的に採択するものとする。」となっていることから、今回、年次毎に国の支援額が下がっていくに伴い、**優先採択する際の地方負担額はその下がった国の交付額に対する割合で計算**する。ただし、地方公共団体が現在と同じ金額まで支援すること(例えば里山林保全で支援額が16万円となるよう支援すること。)を妨げているものではない。

【参考例】

○里山林保全タイプ、森林資源利用タイプ

	1年目	2年目	3年目
国	120,000円	115,000円	110,000円
地方	40,000円	38,334円	36,667円

○竹林整備タイプ

	1年目	2年目	3年目
国	285,000円	265,000円	245,000円
地方	95,000円	88,334円	81,667円

○関係人口創出・維持タイプ

国	50,000円
地方	16,667円

○森林機能強化タイプ

国	800円
地方	267円

○活動推進費

国	112,500円
地方	37,500円

2 現在活動中の計画に対する適用について

令和3年度が活動計画の2年目、3年目になる**現在活動中の計画に対しても、令和3年度から減額した単価を適用**する。

3 関係人口創出・維持タイプにおける地域外関係者への人件費の支出について

- ①本サイドメニューでは、基本的に地域外関係者(関係人口)との打ち合わせ、受け入れ準備に係る経費を想定しており、活動に参加する地域外関係者の人件費は想定していない(支出しない)。なお、準備に係る経費(安全な参加に係る経費)として保険料、消耗品費を支出することは可能。
- ②一方で、地域外関係者が、森林保全管理活動の担い手として取り組む場合には、メインメニュー経費から人件費、保険料、消耗品費を支出することは可能とする。
- ③なお、同一人の地域外関係者に対しては、同一年度でメインメニューとサイドメニューの重複した適用(保険料、消耗品費)は認めない。

4 地域外関係者のカウントについて

活動組織の構成員となっている(なった)地域外関係者は、関係人口創出・維持タイプ活動の採択要件となる「地域外関係者」にカウントすることはできる。